

化粧品等の動物実験に関する公開質問状

1. 貴社及び貴社の系列会社における、製品ⁱの開発、製造、申請（輸出入時も含む。但し対中国は除く。）等の全過程での動物ⁱⁱ実験について、下記のうち該当するものにチェック✓してください。

- 完成品・原料・原料の組み合わせのいずれかに対して動物実験を行っている
 他社（原料メーカーを含む）・他機関に動物実験を委託している
 すでに廃止した

2. 上記1で「すでに廃止した」の場合、いつから廃止したのかについてお聞かせください。また、公表をしていればその旨が掲載されている媒体（URL等）をお知らせください。

2010年の当該質問状の回答以後、弊社は動物実験を行わずに化粧品等の開発を進めています。2013年3月初旬を以て弊社ホームページ上において、動物実験代替法の取り組みおよび動物実験に対する方針を掲載いたします。

3. 上記1で「すでに廃止した」以外の場合、貴社及び貴社の系列会社では、製品（完成品及び原料）の動物実験を、今後、委託も含めて全面的に廃止する予定はありますか？下記のうち該当するものにチェック✓してください。

- ある ない 廃止に向けて検討中

4. 上記3で「ある」の場合、いつから廃止を実施される予定か、具体的な期日をお答えください。

5. 上記3で「ある」の場合、廃止の実施を公表する予定はありますか？具体的な公表方法についてお答えください。

6. 上記3で「ない」の場合、その理由をお答えください。

7. 上記3で「廃止に向けて検討中」の場合、検討されている内容を具体的にお答えください。
8. その他、当問題に関するご意見等があればお書きください（必要があれば別紙を添付してください）。
9. 回答者名、企業名及び所属部署、連絡先電話番号をご記入ください。

ご回答者名： _____

企業名・所属部署： 株式会社マダム 中央研究所 副所長

ご連絡先電話番号： 06-6767-5024

ご記入年月日： 2012年2月6日

ⁱ 本質問状中、「製品」とは次のものを指します

- ・ 化粧品
- ・ 医薬部外品
- ・ 洗濯用洗剤、台所用洗剤など

ⁱⁱ 本質問状中、「動物」とは次のものを指します

- ・ 生存している脊椎動物(ヒトを除く)および八腕類動物
 - i) 哺乳類、鳥類、爬虫類：胎児期間、孵化期間の中間地点を経過してから
 - ii) 魚類、両生類；自力での補食が可能な状態になってから
- (Directive86/609/EEC に従った英国の1986年動物(科学的手続) 条例より)